

# 林業安全コラム

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_info.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html)  
首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

## ○令和元年度補正予算 林業労働力強化対策事業について

林野庁令和元年度補正予算 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策のうち、林業経営体・林業労働力強化対策事業の「林業労働力強化対策事業」の公募が始まりました。

これは安全コラムの2月号からお知らせしていた、「林業労働安全衛生装置・装備の導入と研修の実施に対して1/2を助成する」事業です。地域事情にマッチした作業の安全性向上や作業環境の改善につながる装備・装置の導入と研修をセットで進めることにより、職場環境の改善と新規就業者の確保・定着を図ることを目的に、道府県が定める「体質強化計画」の原木安定供給計画に参画している森林組合や林業経営体が助成対象となっています。助成の総額は国費3千万円で、導入しようとする装備・装置や研修の内容等について企画運営委員会が審査を行い助成対象経営体を選定します。申し込みの期限は6月19日17時（必着）で、6月12日17時までに申込表明書の提出が必要です。詳細は事業実施主体である（株）森林環境リアライズのホームページをご確認下さい。<https://www.f-realize.co.jp/anzenr02/>

- ※ 事業についての問い合わせ等（株）森林環境リアライズ ☎011-699-6830まで。
- ※ 体質強化計画を福島県、千葉県、東京都、神奈川県、香川県、沖縄県は作成していませんので、該当県の林業経営体は当該事業の対象外です。
- ※ 原木安定供給計画に参画しているかどうかを知りたい場合は、林野庁経営課労働安全衛生班、森林環境リアライズ、道府県（富山県、長野県、奈良県を除く）まで。

※写真は助成対象  
装置・装備の例



## ○雇用調整助成金の特例措置について

厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主については特例措置を講じていますが、本年4月1日から助成内容・対象の拡大を行っています。

【特例措置の内容】（緊急対応期間（令和2年4月1日～6月30日）の休業等に適用）

- (1) 休業手当に対する助成率の引き上げ（中小企業5分の4、大企業3分の2）
- (2) 解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ（中小企業10分の9、大企業4分の3）
- (3) 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- (4) 継続して雇用された期間が6ヶ月未満の新規学卒者などの労働者も対象
- (5) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能
- (6) 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象

雇用保険、労働災害補償保険に加入していない暫定任意適用事業の林業を営む事業主は、厚生労働省への申請に先立ち林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」の添付が必要です。

証明申請書式のURL → [https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/kotyokin\\_0428.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/kotyokin_0428.html)

**林業死亡労働災害多発警報発令状況（林業・木材製造業労働災害防止協会発表）**

・北海道（発令期間：R2. 2. 18～R2. 5. 31）・宮城県（発令期間：R2. 3. 19～R2. 6. 30）

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.htm>

・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

（お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org)

林野庁  
林業労働対策室  
労働安全衛生班  
TEL:03-3502-1629